



平成 28 年 5 月 30 日

各 位

会社名 高 島 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 高島 幸一
(コード番号 8007 東証第一部)
問合せ先 経理ユニットマネージャー 小林 知直
(TEL 03-5217-7297)

執行役員制度の導入及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、執行役員制度の導入及び平成 28 年 6 月 29 日開催予定の 128 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に、執行役員制度導入に伴う定款の変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 執行役員制度の導入について

(1)制度導入の目的

高島株式会社を取り巻く環境の変化やグローバル化に適切かつ迅速に対応するため、会社の経営方針決定及び業務執行の監視監督機能と業務執行機能の分担を明確化することにより、経営機能と執行機能の双方を強化することを目的とします。

(2)制度の概要

執行役員は、取締役会が決定した会社の経営方針を執行する権限を委任された者で、取締役会または、代表取締役の統括の下に業務執行を分担して行う責任者となります。

執行役員の選任は、取締役会にて決定するものとします。

取締役は、執行役員を兼務できるものとします。

任期は 1 年とし、再任することができるものとします。

(3)制度の導入時期

本株主総会において定款変更議案が承認可決されることを条件として、同総会終了後の取締役会において執行役員を選任し、実施します。

2. 定款一部変更

(1)変更の内容

上記の執行役員制度導入に備え、以下のとおり現行定款を一部変更します。

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|---------------------------|
| (新設) | 第5章 執行役員 |
| (新設) | (執行役員) |
| | <u>第31条 当社は、取締役会の決議によ</u> |
| | <u>って、執行役員を置くことができる。</u> |
| | <u>2. 執行役員の職務等については、取</u> |
| | <u>締役会が別途定める執行役員規定に基</u> |
| | <u>づくものとする。</u> |

条文の新設、削除に伴う条数のみの変更については、記載を省略しております。

(2)日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 29 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日 (予定)

以上